

聖籠町告示第47号

聖籠町消費生活相談員設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町消費生活相談員設置要綱を廃止する告示

聖籠町消費生活相談員設置要綱（平成21年聖籠町告示第34号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。